

政治家などの 寄附禁止

「三ない運動」をご存知ですか？

政治家は有権者に寄附を贈らない！ 有権者は政治家に寄附を求めない！ 受け取らない！

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）は、公職選挙法により、選挙区内の人にお金や物を贈ったり、年賀状、暑中見舞などの時候のあいさつ状（答礼のための自筆によるものは除く。）を出したりすることが禁止されています。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

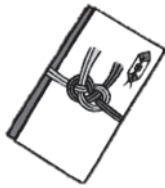
例えば、政治家が町内のお祭り、会合、スポーツ大会、親睦旅行などに対して、寄附やお祝い、飲食物の差し入れなどをすると、違反行為として処罰されます。

また、個人に対しても、病気見舞い、入学や卒業などの祝い金、お中元やお歳暮などの贈り物をするのが禁止されています（政治家が出席する結婚披露宴の祝儀や、葬儀の香典は、例外的に罰則の対象から除かれています）。



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝い品、あいさつ状などを出すことは禁止されています

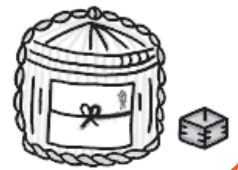
秘書などが代理で出席する場合の結婚祝



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物などの
差し入れ



お祭りへの寄附・差し入れ



町内会の集会・
旅行などの催物
への寸志・飲食物
の差し入れ



みんなで徹底しよう 三ない運動

贈らない！

求めない！

受け
取らない！

これらのものも、政治家の寄附
禁止行為の対象となります。

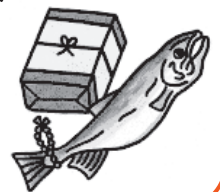
落成式・開店祝
などの花輪



病気見舞い



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・供花



秘書などが代理で出席する場合の葬儀の香典



寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

問 玖珠町選挙管理委員会 ☎ (72) 1111